

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によつて、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成二十三年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安芸郡熊野町出来庭二丁目一五九一番二、一五九六番一の一部、一五九八番一の一部、一六三九番一の一部、一六三九番三、一六四〇番一、一六四〇番二、一六四一番一、一六四三番から一六四五番まで、一六四七番、一六五五番、一六五六番五、一六五七番二、一六五九番一、一六五九番八、一六五九番九、一六六〇番、一六六一番一から一六六一番三まで、一六六三番三、一六五九番一地先から一六五九番九地先道路、一六六〇番地先から一六六三番地先道路、一六三九番一地先から一六四一番地先道路、一五九一番二地先から一五九六番一地先道路、一六五九番八地先から一六五九番九地先水路、一六五五番地先から一六五七番二地先水路、一六四五番地先から一六四七番地先水路、一六五四番一地先から一六五五番地先水路

二 公共施設の種類、位置及び区域

1 種類

道路

2 位置及び区域

安芸郡熊野町出来庭二丁目一六五九番一の一部、一六五九番八の一部、一六五九番九の一部、一六六〇番の一部、一六六一番一の一部、一六六一番二の一部、一六六一番三の一部、一六六三番三の一部、一六五九番八地先から一六六〇番地先水路

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岡山県倉敷市堀南七〇四番地の五

大黒天物産株式会社

代表取締役 大賀 昭司